

平成 22 年度事前事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課

評価年月：平成 22 年 8 月

1 政策（研究開発名称）

ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発

2 研究開発の概要等

ワイヤレスブロードバンドアクセスの進展に伴う周波数需要増大に対応するため、新たな電波利用として注目されているホワイトスペース※について、既存業務への影響を十分回避しつつ、柔軟に電波を利用していくことが必要である。

そのため、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年において、柔軟に電波を利用するダイナミックスペクトルアクセス技術、スペクトルセンシング技術等の周波数高度利用技術の確立を図るための研究開発を行い、周波数の利用効率の一層の向上を図る。

※放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

3 政策評価の観点及び分析等

専門家・有識者から構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」（平成 22 年 8 月）において、外部評価を実施し、以下の分析を行った。

なお、同会合において、本研究開発を実施する必要性が高いことが確認された。

観点	分析
有効性	本研究開発の実施により、既に割当て済みの周波数であっても空間的・時間的・技術的な周波数の利用効率を向上させることができ、これまででない新たな電波の利用が可能となり、周波数のひっ迫状況の緩和に資するとともに、我が国のワイヤレス産業の発展や新産業の創出が見込まれる。 よって、本研究開発には有効性があると認められる。
効率性	本研究開発の実施に当たっては、専門知識や研究開発技術を有する研究者のノウハウを活用することにより、効率的に研究開発を推進することができる。 よって、本研究開発には効率性があると認められる。
公平性	本研究開発の実施に当たっては、開示する基本計画に基づき広く提案公募を行い、提案者と利害関係を有しない複数の有識者により審査・選定することから公平性が認められる。また、本研究開発は、電波がちゅう密に使用されている周波数帯において、既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共同利用の促進に寄与するものであり、広く無線局免許人や無線通信の利用者の受益となる。 よって本研究開発には、電波利用料財源で実施する研究開発として公平性があると認められる。
優先性	「新成長戦略」において、ホワイトスペースなど新たな電波の有効利用等により、新市場の創出を目指すこととされているほか、「新たな情報通信技術戦略」においても、研究開発の重点的な推進による早期の市場投入、ホワイトスペース等を活用した市民メディアの全国展開などを行うこととされている。さらに、欧米をはじめとする諸外国においても具体的な技術基準の策定や研究開発を既に開始しており、国際競争力確保の観点からも我が国としても早急に研究開発を実施する必要がある。 よって、本研究開発には優先性があると認められる。

4 政策評価の結果

本研究開発の実施により、既に割当て済みの周波数であっても空間的・時間的・技術的な周波数の利用効率を向上させることができ、これまでにない新たな電波の利用が可能となり、我が国のワイヤレス産業の発展や新産業の創出が見込まれる。さらには、広く無線局免許人や無線通信の利用者の受益となる。

よって、本研究開発には、有効性、効率性等があると認められるため、平成 23 年度予算において、「ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発」として所要の予算要求を検討する。